

規程第3号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会の定款及び規程に定める役員、評議員、各種委員会等構成員（ただし常勤の役員を除く。）に対する報酬及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 役員、評議員及び各種委員等が、会議・研修等（ただし自主研修は除く。）に出席した場合は、日額3,000円の報酬を支給することができる。

（旅費）

第3条 役員、評議員及び各種委員等がその職務を遂行するため旅行した場合は、小美玉市職員の旅費に関する条例を準用し、旅費相当額の費用弁償を支給するが、定例的な会議の出席については、費用弁償として一律3,000円の旅費を支給することとする。

（例外規定）

第4条 役員、評議員及び各種委員等が、公用車または、借上車で団体をもって視察・研修見学並びに調査等を行う場合に当たっては、会長の判断において報酬及び旅費の一部もしくは全部を打ち切ることができる。

（委任規定）

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月29日から一部改正し、平成28年1月1日から適用する。